

8月は平和月間です

市は、世界の恒久平和を願い、平成19年3月に「非核平和都市」を宣言しました。

8月を平和月間とし、平和に関する事業を実施し、「非核平和」の呼び掛けを行っています。広島、長崎の悲劇を忘れることなく、絶対に繰り返さぬよう、全世界に向けて核実験、核戦争、核兵器の廃絶を訴えましょう。

また、原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念して、家庭や職場で黙とうを捧げましょう。

◎黙とう時間

◆広島市…8月6日(木)午前8時15分
から1分間

◆長崎市…8月9日(日)午前11時2分
から1分間

◆終戦の日…8月15日(土)正午から
1分間

※各日、市内に設置している防災用屋外スピーカーと戸別受信機からお知らせします

日光市非核平和都市宣言

わたし ねが
私たちは願っている
ぜんせかい へいわ
全世界が平和であることを
ひと しあわ
すべての人が幸せであることを

わたし まも
私たちは守りたい
ゆた みどり きぬ だいや わたらせ せいりゅう
豊かな緑と鬼怒・大谷・渡良瀬の清流を
せかい ほん ぶんかいさん
世界に誇る文化遺産を
なに
何よりもひとりひとりの かけがえのない命を

わたし
私たちはなくしたい
ひとびと きず ぼうりよく
人々を傷つける暴力を
ひとびと
人々をくるわせてしまう戦争を
はかい かくへいき
すべてを破壊してしまう核兵器を

わたし し
私たちは知っている
に ど く かい ひろしま ながさき ひさん れきし
二度と繰り返してはいけない広島・長崎の悲惨な歴史を
せかい ひろ ひかくへいわ ねが
世界に広がる非核平和への願いを

わたし にっこうしめん いま おも せかい うった
私たち日光市民は 今 この想いを世界に訴えるために
ひかくへいわ とし にっこう せんげん
「非核平和都市 日光」を宣言する

くわしくは 総務課 総務係 ☎(21)5130

ひとり親家庭のお母さんやお父さんの自立を支援します！

くわしくは 人権・男女共同参画課 男女共同参画推進係 ☎21-5148

市は、ひとり親家庭のお母さんやお父さんが就職に結びつきやすい資格を取得できるよう、さまざまな支援を行っています。

♣自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのため、あらかじめ指定された「教育訓練講座」を受講し修了した場合、受講費用の一部を支給します(ただし、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がある方は、その受給額を差し引いた額を支給します)。

♣高等職業訓練促進給付金など

看護師や保育士、社会福祉士、栄養士などの資格取得のため、養成機関で1年以上修業する場合、4年を限度に修業期間中の生活費の軽減のため給付金を支給します。また、養成課程修了後に修了支援給付金を支給します。

♣高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中学校卒業(高等学校中退を含む)のひとり親家庭のお母さん、お父さん、そのお子さん(20歳未満)が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、講座受講費用の一部について給付金を支給します(受講修了時給付金、合格時給付金)。

※いずれも受講を開始する前に問合先へ必ずご相談ください

※給付金の内容に変更になる場合があります

※その他、自立に向けた就職相談や、お子さんの修学費用の貸付制度などもあります。専門の母子・父子自立支援員が相談に応じますので、お問い合わせください



市営住宅入居者へ 「収入申告書」の提出をお願いします

市営住宅に入居している方は、令和3年度の家賃を算定するため、入居者および同居親族の平成31年1月1日(令和元年12月31日)の収入などの申告が必要です。

通知をお送りしますので、内容をご確認の上、所定の用紙に記入し、必要書類を添付して担当窓口まで提出してください。

提出期限までに申告書の提出が無い場合は、収入の確認ができないため、法律の規定により所得に関わらず、近傍同種(民間賃貸住宅並み)の家賃となります。

期限までに忘れずに提出してください。提出期限は8月31日(月)までです。

近傍同種の住宅家賃と市営住宅の家賃の違いは？

近傍同種(民間賃貸住宅並み)の家賃は、償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料などを基に設定されています。

一方、公営住宅の家賃は、住宅に困っている低所得者に対し安い家賃

で賃借する目的で設定されています。また、国からの補助を受けて建設および管理されているため、民間の住宅家賃の半額以下程度になるように設定されています。

家賃などの期限内納付にご協力ください

家賃および駐車場使用料は毎月25日が納期限です。

納期限までに納入しない場合、督促状を発送します。

なお、家賃を3カ月以上滞納すると、連帯保証人にも催告書を発送し、住宅の使用許可の取り消しや、明け渡し請求を行う場合がありますので、家賃を納められない特別な事情がある場合には、各担当窓口までお早めにご相談ください。

提出先およびくわしくは

建築住宅課	☎(21) 5164
① 産業建設係	☎(54) 1114
② 産業建設係	☎(76) 4107
③ 産業建設係	☎(93) 3117
④ 産業建設係	☎(97) 1133